

第二回 国会図書館運営委員会議録第二号

(四八)

昭和二十三年二月一日(月曜日)

午後五時十五分開議

出席委員

委員長 中村 嘉壽君

山口 静江君 井上 知治君

多田 勇君 圓谷 光衛君

豊澤 豊雄君

本日の会議に付した事件

國立国会図書館法案起草に関する件

國立国会図書館建築委員会法案起草に関する件

○中村委員長 これより会議を開きま

す。

一作日、本委員会の決議に基きまし

て、委員長より議長に対し承認を求めまし

た國立国会図書館法に関する國政調査につきましては、一作日議長にお

いて承認がありましたので、ここに一言御報告申し上げておきます。

では國立国会図書館法案及び國立國

会図書館建築委員会法案起草の件を議題といたします。

本案につきましては、旧暦以来、本

日まで、しばらく打合会を開いて慎重

審議を続け、ここに一應の成案を得た

のでございますが、本案の内容が議院全体の構成の上に、重要な関連をもつ

關係から、議院運営委員会と連合審査

会を開いて、なお本案の完成に慎重を

期したいと存じますので、緊急に議院

運営委員会との連合審査会を開くこと

にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それではさよう決定いたします。
連合審査会の期日については、議院運営委員長と連絡の上御通知いたします。

なお先日打合会で御決定の案は、お手もとに配付してありますから、これを本委員会の起草案といたしたいと思います。その案文の字句については、統一の必要上、その整理を委員長に御一任願いたいと思います。なお、條文中、多少重複して不必要と認める点が萬一あるような場合には、完璧を期するため、委員長に整理を御一任願いたいと思います。

それからなおこれに附け加えまして、この間御審議を願いました法案に對しまして、こういう前文を加えることにいたしました。すなわち

國立国会図書館は、眞理がわれ等を

自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、

ここに設立せられる。

こういう前文を加えたことを御承知願います。

なおこの法案に伴うところのものが一つありますから、これを御審議願います。

次回の委員会は連合審査会散会後開くことにいたしまして、本日はこれを

に止めておきたいと思います。

次回の委員会は連合審査会散会後開くことにいたしまして、本日はこれを

もつて散会いたします。

午後五時二十二分散会

第二條 國会職員法の第一條、第三條、第四條、第六條、第十六條、第三條、第四條、第六條、第十八條、第三十三條、第三十

五條及び第三十六條の「國会図書館」を「國立國会図書館」に改め

る。

第三條 財政法第十六條、第十八條及び第二十條の「參議院議長」の次

に「國立國会図書館長」を挿入す

る。

第四條 財政法第二十條の「參議院」

の次に「國立國会図書館」を挿入す

る。

今申し上げましたのは、審議すると

いうのでなしに、國立國会図書館法が通つてから、これを審議するのでありますから、これを紹介したということ

に止めておきたいと思います。

次回の委員会は連合審査会散会後開くことにいたしまして、本日はこれを

もつて散会いたします。

午後五時二十二分散会

國立國会図書館設置に伴う法令の整理に関する法律案

第一條 國會法第十七章章名、第一百

五條及び第百三十條の「國會圖書館」を「國立國會圖書館」に改め

る。

昭和二十三年三月十日印刷

昭和二十三年三月十日施行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局